

第百十四号議案

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

15 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの警察官の定員は、第十四条第一項の規定にかかわらず、同項に定める人員に次に定める人員をそれぞれ加えた人員とする。

警察官 九一人

内 訳

警 視 二人

警 部 五人

警 部 補 五四人

巡 査 部 長 五四人

巡 査 三〇人

16 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、初任教養のため、警察学校に入校中の警察官のうち三百人については、第十四条第五項の規定にかかわらず定員外とすることができる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方警察職員たる警察官の定員の特例を定める必要がある。